

## 埋蔵文化財について意見聴取する担当部会について

今回、特別史跡名古屋城跡において発生した地下遺構き損事故について、事の重大さに鑑み、有識者の指導・助言を得ながら現況を精査し、遺構のき損状況の正確な記録を作成するとともに、徹底した再発防止策、石列の詳細な調査、石列の修復方法をすみやかに検討する必要がある。

石垣部会には埋蔵文化財に精通している構成員がおり、また、御深井丸の埋蔵文化財についても検討することとなっていることから、特別史跡名古屋城跡における埋蔵文化財については基本的に石垣部会から意見聴取することとしたい。

これに合わせ、部会の名称を「石垣・埋蔵文化財部会」に改称する。

### <埋蔵文化財に関する検討事項の取り扱いについて>

○埋蔵文化財については、他の部会で主として所管する検討事項に関連するものを除き、石垣・埋蔵文化財部会の所管とする。

○他の部会で主として意見聴取すべき検討事項については、まず、全体整備検討会議から該当する部会に下ろして意見聴取したうえで、その結果を全体整備検討会議に諮り、その中の埋蔵文化財に関する事については、全体整備検討会議から、石垣・埋蔵文化財部会に意見を求める。

## 複数の部会に関連する検討事項の取扱いについて

全体整備検討会議のもと、専門の事項を検討するため、4つの部会が設置されているが、複数の部会に関連する検討事項について、それぞれの部会の意見を調整し、総合的な意見を機動的に聴取するために全体整備検討会議のもとに調整会議を新設したい。

- 全体整備会議の下に複数の部会に関連する検討事項について事前に幅広く意見聴取を行う調整会議を設置し、全体整備会議で必要と認めた検討事項について意見聴取する。
- 調整会議に招集する構成員は関係する部会座長と相談のうえ市長が招集する。
- 調整会議は、非公開で開催し、議事進行は市が行う。
- 調整会議で意見聴取した検討事項に対して出された意見は、市が取りまとめを行い、全体整備検討会議に諮った上で、それぞれ関係する部会に検討事項とともに付議する。
- それぞれの関係する部会で検討事項について意見聴取し、その結果を全体整備検討会議に諮り最終的な方向性を決定する。



## 全体整備検討会議及び各部会の関係性の整理について

### ＜ 現 状 ＞

部会	検討内容
全体整備検討会議	(1) 特別史跡名古屋城跡の全体整備に関する事。 (2) 特別史跡名古屋城跡の保存活用に関する事。 <u>(3) 名古屋城本丸御殿の復元整備に関する事。</u>

### ＜ 今 後 ＞

部会	検討内容
全体整備検討会議	(1) 特別史跡名古屋城跡の全体整備に関する事。 (2) 特別史跡名古屋城跡の保存活用に関する事。



部会	検討内容
建造物部会	<u>(1) 名古屋城本丸御殿の復元整備に関する事。</u> (2) その他特別史跡名古屋城跡の建造物の整備に関する事。ただし、天守閣の整備に関する事を除く。
<u>石垣部会</u>	(1) 本丸搦手馬出周辺の石垣修復に関する事。 (2) その他特別史跡名古屋城跡の石垣の整備に関する事。
庭園部会	(1) 二之丸庭園の整備に関する事。 (2) その他特別史跡名古屋城跡の庭園等の整備に関する事。
天守閣部会	(1) 天守閣の整備に関する事。

部会	検討内容
建造物部会	(1) 特別史跡名古屋城跡の建造物の整備に関する事。ただし、天守閣の整備に関する事を除く。
<u>石垣・埋蔵文化財部会</u>	(1) 本丸搦手馬出周辺の石垣修復に関する事。 (2) その他特別史跡名古屋城跡の石垣の整備に関する事。 <u>(3) 特別史跡名古屋城跡の埋蔵文化財に関する事。</u> (他の部会で主として意見聴取すべき検討事項については、まず、全体整備検討会議から該当する部会に下ろして意見聴取したうえで、その結果を全体整備検討会議に諮り、その中の埋蔵文化財に関する事については、全体整備検討会議から、石垣・埋蔵文化財部会に意見を求める。)
庭園部会	(1) 二之丸庭園の整備に関する事。 (2) その他特別史跡名古屋城跡の庭園等の整備に関する事。
天守閣部会	(1) 天守閣の整備に関する事。

<u>調整会議</u>	<u>複数の部会に関連する検討事項について、それぞれの部会の意見を事前に調整する。</u>
-------------	-----------------------------------------------